

リフォーム工事一覧表（交付対象・対象外）

分類	対象	リフォーム内容	備考
住宅全体	○	増改築工事	
	○	基礎、土台、柱の改修	
	○	ひさし、とい、床、内壁及び天井等の改修	
	○	断熱の改修	
外壁・屋根	○	外壁、屋根の塗装及び改修	
内部	○	建具の改修（ガラス、サッシ、扉、ドア、ふすま、障子）	
	○	畳の表替え及び交換	
	○	手摺設置工事	
	○	段差解消工事	
	○	間取り変更に伴う壁等の改修	※改修に伴う撤去の労務費を含む
給排水設備・衛生設備等	○	ユニットバス、便器、洗面化粧台、ボイラーの交換及び設置	※換気設備含む ※機器類・配管撤去の労務費含む
	×	ウォシュレット便座のみの新設、取替	
	○	省エネ設備（エコキュート・エコジョーズ・エコフィール等）機器の購入及び設置	
	○	システムキッチン等の交換及び設置	※換気設備含む
	○	給水、排水、ガス及び給湯配管改修	
	×	合併処理浄化槽設置	※別途、村補助制度有り
電気設備	○	スイッチ、コンセントの交換及び設置	
	○	電気設備工事	※器具・配線撤去の労務費含む
	○	太陽光発電設置工事	※野立（直接地面に設置）は除く
	○	蓄電池設備設置工事	※野立（直接地面に設置）用は除く
暖房機器	×	ストーブ・エアコン等の冷暖房機器の購入及び設置	
家具・家電	×	家具、家電製品、照明器具等の購入及び設置	
アンテナ	×	TV・BS・CS・ケーブルテレビアンテナの交換設置	
外構	×	外構工事（門・塀・舗装・ロードヒーティング等）	
	×	住宅以外の車庫、物置等の改修	
その他	×	申請者が施工業者の場合の労務費	
	×	設計費	
	×	産業廃棄物処理費（撤去後の廃棄物・アスベスト含有廃棄物の処分費、運搬費）	※アスベスト含有の調査費、撤去作業費は交付対象

※国が行う省エネ改修工事との併用は可能です。

○補足説明

電気設備のうち、太陽光発電設置工事および蓄電池設備設置工事の対象・対象外のイメージは以下のとおりです。

【イメージ図】



〈対象：建物の屋根・外壁に据付〉



〈対象外：地面に直接設置〉